

【概要版】

豪州—中国産品に対する AD/CVD 措置
(WTO パネル報告、WT/DS603/R、2024 年 4 月 26 日採択)

平見 健太 (長崎県立大学)

I. 事案の概要

- 豪州アンチダンピング委員会 (ADC) は、2013 年以降、中国産の風力塔、ステンレスシンク、鉄道車輪を対象産品として、ダンピング・補助金調査を開始。
- 風力塔・・・ADC は 2013 年 8 月にダンピング調査を開始。2014 年 4 月、中国から豪州への唯一の風力塔輸出者であった TSP に 15%、中国の他のすべての同産品輸出者に 15.6% の AD 税を賦課。2018 年に失効見直しが実施され、TSP に 6.4%、他の輸出者に 10.9% の AD 税が継続。2019 年には行政見直しが実施され、その結果 TSP に対する AD 税が撤廃され、他の輸出者に対する措置はそのまま継続。
- ステンレスシンク・・・ADC は 2014 年 3 月にダンピング・補助金調査を開始。標本調査の対象となった複数輸出者にそれぞれ個別のダンピングマージン認定。標本調査に含まれなかった輸出者、調査に非協力の他のすべての輸出者にもそれぞれダンピングマージン認定 (補助金については省略)。2015 年 3 月、各輸出者に対し AD 税、補助金相殺関税 (CVD 措置) を賦課。その後 3 回の中間見直しにより、一部の輸出者につき税率改定。2019 年の失効見直し、2020 年の行政見直しによる措置の変更はなし。
- 鉄道車輪・・・ADC は 2018 年 4 月にダンピング・補助金調査を開始。2019 年 7 月、Masteel および他のすべての輸出者に対し、17.4% の AD 税を賦課 (CVD 措置は結局発動されず)。
- 中国は ADC の一連の措置を問題視し、2021 年 6 月、豪州に対して協議要請を実施。

II. 主要論点と結論

「通常 (normally)」という文言の機能 (AD 協定 2.2.1.1 条第 1 文)

【論点】 2.2.1.1 条第 1 文の「通常」の文言は、調査当局が同規定第 1 文の 2 条件に関する認定を行わない場合にも、輸出者の費用を不採用とすることを許容しているか。

【結論】 「通常」の文言に依拠した輸出者の費用の不採用は、第 1 文の 2 条件すべてが充足されていることを調査当局が認定した後にはじめて可能となる。もし、調査当局が 2 条件の充足性を検討することなく「通常」の文言に依拠しうるとすれば、それは実質的に 2.2.1.1 条の条文から 2 条件を取り除くことになってしまう (paras. 7.56-57)。

「費用の妥当な反映」(AD 協定 2.2.1.1 条第 1 文第 2 条件) * 風力塔に関する判断の例示

【論点】 ADC は構成価額の算定に際して輸出者の費用を不採用としたが、その際、2.2.1.1 条第 1 文の第 2 条件に関する認定を適切に行ったか。

【結論】 ADC は、中国鉄鋼市場の歪曲により輸出者の記録上の費用が競争市場的費用を反映していないことを理由として、当該輸出者の費用を不採用とした。この点、輸出者の記録上の費用が「競争市場的費用を妥当に反映」しているかと、「検討の対象となる産品

の生産及び販売に係る費用を妥当に反映」しているかは異なる問題である。前者に依拠した ADC の判断は、2.2.1.1 条第 1 文の第 2 条件に関する認定を行ったものとは言えない。以上より、ADC が、第 2 条件に関する認定を行わずに輸出者の費用を不採用としたことは、AD 協定 2.2.1.1 条に反する (paras. 7.74-80)。

「原産国における生産費」(AD 協定 2.2 条) * 風力塔に関する判断の例示

【論点】 ADC が構成価額の算定に際して用いた代替的費用は、AD 協定 2.2 条にいう「原産国における生産費」を表すものかどうか。

【結論】 ADC は、代替的費用が中国における輸出者 (TSP) の生産費を表すものであることを合理的に説明していない。また、ADC が行ったとされる費用の調整について豪州は何ら説明していないため、そのような調整はなかったものと判断する。以上より ADC は、AD 協定 2.2 条に関し、公平かつ客観的な調査当局の慣行に反した (paras. 7.96-99)。

措置の失効に関する評価

【論点】 豪州は、パネル設置要請において中国が同定した措置のうち、いくつかは既に失効しているため、パネルの付託事項の範囲外であると主張。該当措置は失効しているか。

【結論】 中国が措置の特定の側面につき請求を行っていることに鑑みると、かかる特定の側面が見直しの過程で失効したかどうかには焦点を当て、請求事項ごとに失効の有無を評価することが適切。評価に際しては、当初調査と失効見直しとのあいだで、問題となる側面の本質 (essence) が変化したかどうか重要となる (paras. 7.38-42)。

失効した措置に関する認定・勧告

【論点】 本件措置の失効した側面について、パネルは認定・勧告を行うべきか。

【結論】 本件においては、措置の失効した側面につき認定を行うことを支持する要因が見当たらず、よって、本パネルは失効した側面につき認定・勧告を行わない (para. 7.346)。

III. 本件判断の意義

- ダumping調査において、政府介入等による輸出国市場の歪曲に対処するための方策の一つとして、構成価額の算定におけるいわゆる代替的費用手法 (cost-replacement methodology) の利用可能性が近年注目を集めているが、本件は、かかる手法の AD 協定整合性が争点となった事案。
- 同手法の協定整合性に関わる論点 (2.2 条、2.2.1.1 条等) については、本パネルは先例の解釈・判断枠組を悉く踏襲しており、その意味で本件は事例判断としての趣が強い。
- 2.2.1.1 条第 1 文に関して、具体的にどのような状況が存在すれば、2 条件を充足する場合でも輸出者の費用を拒否して代替的費用の使用が可能となるのかについては、本件でも明確化されることはなかった (本件や先例をふまえると、2 条件の充足性を肯定したうえで代替的費用に依拠する事案が登場しない限り、この点の明確化は望めず)。
- 本件は失効した措置が問題となった事案の一つであるが、そのなかでも本件の特色は、①申立国の同定した措置がそもそも失効しているのかという問題と、②措置が失効していたとして、かかる措置を審理対象とし認定・勧告を行うことができるかという問題の双方が争点となり、比較的詳しく論じられた点にある。

豪州—中国産品に対する AD/CVD 措置
(WTO パネル報告、WT/DS603/R、2024 年 4 月 26 日採択)¹

平見 健太 (長崎県立大学)

I. 事案の概要

- 豪州アンチダンピング委員会 (以下、ADC) は、2013 年以降、中国産の風力塔、ステンレスシンク、鉄道車輪を対象産品として、ダンピング・補助金調査を開始。
- 風力塔・・・ADC は 2013 年 8 月にダンピング調査を開始。2014 年 4 月、中国から豪州への唯一の風力塔輸出者であった上海 Tai sheng 風力設備会社 (以下、TSP) に 15%、中国の他のすべての同産品輸出者に 15.6% のアンチダンピング税 (以下、AD 税) を賦課。2018 年に失効見直し (expiry review) が実施され、TSP に 6.4%、他の輸出者に 10.9% の AD 税が継続。2019 年に行政見直し (administrative review) が実施され、結果、TSP に対する AD 税が撤廃され、他の輸出者に対する措置は継続。
- ステンレスシンク・・・ADC は 2014 年 3 月にダンピング・補助金調査を開始。標本調査の対象となった Zhuhai Grand、Primy、Jiabaolu にそれぞれ個別のダンピングマージンを認定。標本調査に含まれなかった輸出者、調査に非協力的だった他のすべての輸出者にもそれぞれダンピングマージンを認定 (補助金については省略)。2015 年 3 月、各輸出者に対し AD 税、補助金相殺関税 (以下、CVD 措置) を賦課。その後 3 回の中間見直し (interim review) により、一部の輸出者につき税率改定。2019 年の失効見直し、2020 年の行政見直しによる措置の変更はなかった。
- 鉄道車輪・・・ADC は 2018 年 4 月にダンピング・補助金調査を開始。2019 年 7 月、Maanshan Iron & Steel 社 (以下、Masteel) および他のすべての輸出者に対し、17.4% の AD 税を賦課 (CVD 措置は結局発動されず) (以上、paras. 2.3-14 のまとめ)。
- 中国は ADC の一連の措置を問題視し、2021 年 6 月、豪州に対して協議要請を実施。

II. 手続の経緯

- 2021 年 6 月 24 日 中国による協議要請
- 2022 年 2 月 28 日 パネル設置
- 2024 年 3 月 26 日 パネル報告書の配布 (同年 4 月 26 日採択)
- 2025 年 1 月 16 日 豪州による履行完了通知

¹ Panel Report, *Australia – AD/CVD on Certain Products (China)*, WT/DS603/R and Add.1 adopted 26 April 2024.

III. パネル報告の概要

1. 措置の失効とパネルの付託事項に関する豪州の請求

- 豪州は、パネル設置要請において中国が同定した複数の措置のうち、風力塔およびステンレスシンクに関する失効見直し、ならびに鉄道車輪に関する当初調査については現存する措置であることを認める一方、風力塔およびステンレスシンクに関する失効見直し以前の措置については、当該見直しによって置き換えられ既に失効しているため、パネルの付託事項の範囲外である旨主張（para. 7.35）。
- この点、中国が措置の特定の側面につき請求・主張を行っていることに鑑みると、かかる特定の側面が見直しの過程で失効したかどうかには焦点を当て、請求事項ごとに失効の有無を評価することが適切である。こうした評価に際しては、問題となる側面が当初調査と失効見直しとのあいだでどの程度変化したか、すなわち、当該側面の本質（essence）が変化したかどうかを評価することになる（paras. 7.38-42）。
- 以上に加え、豪州は、DSU6.2条にもとづく以下の請求も併せて提起。すなわち、パネル設置要請上、①ステンレスシンクに関する中間見直しにつき、（請求の根拠条文として）AD協定11.2条および補助金協定21.2条が挙げられていないこと、②ステンレスシンクの失効見直しにつき、補助金協定21.3条が挙げられていないこと、③風力塔およびステンレスシンクに関する失効見直しにつき、AD協定11.3条が挙げられていないこと等を理由に、これらに関する中国の請求がパネルの付託事項の範囲外である旨主張（paras. 7.44-46）。
- ①について、本件にてパネルは当該中間見直しを審理しないため、豪州の主張を検討する必要はない。②についても、後述するパネルの認定（中国の当該請求がCVD措置の失効した側面を扱うものであること。本稿III.3-6参照）に鑑みると、豪州の主張を検討する必要はない（paras. 7.44-45）。
- ③（失効見直しについてAD協定2条に関する請求を行うためには、併せて11.3条に関する請求も提起する必要があるという主張）については、本件にて中国がAD協定9.3条にもとづく請求を提起している点を想起する。9.3条の内容に鑑みると、パネルが9.3条に関する請求を審理するためには、論理必然的に2条に関する請求も審理する必要がある。つまり、9.3条に関する中国の請求が、失効見直しに関する2条の請求にとっての「通用口（gateway）」として機能するのであり、よって中国は、パネル設置要請において11.3条を追加的に挙げる必要はない（paras. 7.46-49）。

2. 風力塔 (wind towers)

行政見直しの結果、TSP は AD 措置の対象から除外されたため、TSP に関する AD 措置は失効したものとみなす。以下の審理では、非協力の輸出者およびその他すべての輸出者に対する AD 措置に焦点を当てる (para. 7.52)。

2-1. 輸出者の費用の不採用 (AD 協定 2.2.1.1 条)

- AD 協定 2.2.1.1 条は、調査当局が構成価額を用いる際の費用 (costs) の決定に関するルールを規定したものである。その第 1 文は、調査対象者の保有する記録が (a) 「輸出国において一般的に認められている会計原則に従ったものであり」、かつ、(b) 「検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映している」場合には、費用の算定に際してかかる記録に依拠しなければならないとしている。便宜上、本報告書では前者を第 1 条件、後者を第 2 条件と呼ぶ (para. 7.55)。
- 2.2.1.1 条第 1 文の「通常 (normally)」という文言について、上級委員会は、同文言が構成価額の算定に際して輸出者の記録上の費用を拒否するための基礎を提供しうる旨説示している (*Ukraine – Ammonium Nitrate* 事件)。また、「通常」という文言がもたらす柔軟性は、第 1 文の 2 条件すべてが充足されていることを調査当局が認定した後はじめて利用可能になるという、*Australia – Anti-dumping Measures on Paper* 事件パネルの解釈に本パネルは同意する。もし、調査当局が 2 条件の充足性を検討することなく「通常」の文言に依拠しうるとすれば、それは実質的に AD 協定 2.2.1.1 条の条文から 2 条件を取り除くことになってしまう (paras. 7.56-57)。
- なお、この点豪州は、状況が「通常」でないという認定がなされる場合、2 条件に関してどのような認定がなされたとしても結果は変わらないため、かかる場合の 2 条件に関する認定は不必要で余分なものであると主張する。この主張には一定の説得力があるものの、調査当局の検討すべき事項としてこの 2 条件をはっきりと組み入れた起草者の精神に鑑みると、2 条件を充足するにもかかわらずなお輸出者の費用を拒否すべき事由があることについての説明が、当然期待されることになる (paras. 7.58-59)。
- 本請求にかかる措置の特定の側面が失効しているかについて、ここでは、輸出者の費用を拒否する際に ADC が採った手法に本質的な変化があったか否かを検討する。この点 ADC は、TSP の構成価額算定に際して、輸出者の記録上の費用が、輸出国において一般的に認められている会計原則に従ったものであり、かつ、同種の製品の生産または販売に関する競争市場的費用 (competitive market costs) を妥当に反映したものであれば、当該費用を使用しなければならないと指摘していた (paras. 7.65-66)。

- ADC は、TSP に関してかかる代替的費用手法を当初調査および失効見直しの双方において適用し、また、TSP 以外の輸出者の正常価額も、TSP の構成価額算定に際して用いたデータを基礎に算定されている。よって、ADC の手法は見直し手続きを経てもなお失効していない (paras. 7.67-70)。
- 以上の手法を採用する ADC は、中国鉄鋼市場の著しい歪曲により鋼板費用が競争市場的費用を反映していないことを唯一の理由に、TSP の記録上の費用を不採用とした。これはすなわち、ADC が AD 協定 2.2.1.1 条第 1 文の第 2 条件に関する認定を行っていないことを意味する。というのは、輸出者の記録上の費用が「競争市場的費用を妥当に反映」しているかどうかと、当該費用が「検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映」しているかどうかは異なる問題だからである。Australia – Anti-dumping Measures on Paper 事件パネルも、ADC の代替的費用手法に関する同一の問題を扱い、本件パネルと同様の判断を行っている (paras. 7.74-76)。
- 以上より、ADC は、失効見直しにおいて第 2 条件に関する何らの認定も行っておらず、こうした状況下で輸出者の記録上の費用を不採用としたことは、AD 協定 2.2.1.1 条に違反する (paras. 7.79-80)。

2-2. 「原産国における生産費」(AD 協定 2.2 条)

- AD 協定 2.2 条の「原産国における生産費 (costs of production in the country of origin)」という文言に関して、EU – Biodiesel (Argentina) 事件の上級委員会は、つぎのように説示している。すなわち、AD 協定 2.2 条上、調査当局が生産費の決定に際して原産国外部の情報や証拠に依拠することは否定されないが、かかる情報に依拠する場合には、当該情報が「原産国における生産費」の決定に適したものとなるよう、適合 (adapt) させることが必要となりうる (para. 7.82)。
- 中国は、ADC が AD 協定 2.2 条上の「原産国における生産費」に該当しない代替的費用を使用し、かかる費用を中国における生産費に適合させるための実質的な努力も行っていないことから、豪州が 2.2 条に違反すると主張 (para. 7.84)。
- 本請求にかかる措置の特定の側面が失効しているかについて、ここでは、代替的費用の選定に際して ADC が採った手法に本質的な変化があったか否かを検討する。この点、当初調査において ADC は、TSP の構成価額を算定する際、国内販売された風力塔の生産費の決定を、国外の競争的市場における鋼板等の費用で代替した。かかる手法は失効見直しにおいても基礎となっており、ADC の本件手法は失効していない (paras. 7.90-95)。

- 代替的費用の決定に際して ADC が用いたデータをめぐり、紛争当事国間で事実関係に関する見解の不一致があるが、そもそも ADC は、本件代替的費用が中国における TSP の生産費を表すものであることを合理的に説明していない。また豪州は、代替的費用を中国における TSP の状況に適合させるために ADC が行ったという調整を一切示しておらず、(かかる事実をふまえ) そのような調整はなかったと判断する (paras. 7.96-98)。
- 以上より、ADC は本件代替的費用に関して適当な調整を行わず、当該費用が中国における TSP の生産費を表すものであることについて理由を付した十分な説明も行っていないことから、AD 協定 2.2 条に関し、公平かつ客観的な調査当局の慣行に反した (para. 7.99)。

2-3. 輸出者の費用を不採用とする際の態様と状況 (AD 協定 2.2 条、2.2.1.1 条)

- 省略

2-4. 公正な比較 (AD 協定 2.4 条)

- 省略

2-5. AD 協定 2.2 条および 2.2.2 条

(1) 「実際の情報」を基礎としない利潤の算定

- 中国は、ADC が構成価額決定のための利潤の算定に関して、AD 協定 2.2.2 条のもとで要請される輸出者の「実際の情報」を基礎としなかったため、同規定に違反したと主張 (para. 7.118)。
- なお、本請求にかかる措置の特定の側面が失効しているかについて、ここでは、利潤の算定に際して ADC が採った手法に本質的な変化があったか否かを検討する。この点、当初調査と失効見直しの双方において、ADC は中国の唯一の調査対象者である TSP の費用を引き上げ、かかる TSP の費用を用いて利潤を算定した。ADC の手法は、両手続のあいだで本質的に変化していないため、失効していない (paras. 7.121-122)。
- 本請求に関しては、TSP 以外の非協力の輸出者およびその他すべての輸出者に関する措置が問題となるところ、中国は、ADC がこれらの輸出者に関しても、引き上げられた TSP の費用情報を用いて利潤を算定したことを示す証拠を一切提示していない。したがって、この点に関して中国は一応の証明を行っていない (paras. 7.124-125)。

(2) 「同種の産品」の決定における矛盾

- 中国は、ADCがAD協定2.2条の文脈では、構成価額への依拠を決定する際に、中国の国内市場では同種の産品の販売がないことを認定している一方で、2.2.2条の文脈では、構成価額の構成要素たる利潤額の算定に際し、同種の産品の販売が存在するという矛盾した認定を行ったと主張（para. 7.126）。
- この点ADCは、中国国内市場における同種の産品の販売はたしかに存在したものの、風力塔は製品ごとに技術仕様が異なり多様であるため、輸出価格と比較可能になるように国内価格を調整することは不可能であって、ゆえに、関連性のある（relevant）販売とはみなさないという見解を示していた。パネルは、同種の産品の販売は存在したというADCの以上の説明を受け入れるが、それによって中国の2.2.2条に関する請求の前提事実は成り立たなくなる（2.2.2条に関する請求は棄却）（paras. 7.133-135）。
- 2.2条に関する請求の検討に移ると、同規定は代替的手法による正常価額の決定が許容される2つの場合を定めているが（すなわち、①同種の産品の販売が行われていない場合、②市場が特殊な状況にあるため若しくは輸出国の国内市場における販売量が少ないためにそのような販売によっては適正な比較を行うことができない場合）、上述のADCの立場を前提とすると、ADCは①に依拠することはできず、②に依拠せざるを得ない。しかしADCは、②の基準ではなく、2.2条には何ら根拠のない「関連性」のテストに依拠して適正な価格比較ができないと判断した（paras. 7.137-138）。
- 以上より、ADCによる構成価額の採用はAD協定2.2条に不整合であった（para. 7.138）。

2-6. ダumpingマージンを超える税の徴収（AD協定9.3条）

- 以上の各請求に関する認定に鑑みると、代替的費用の使用によってダumpingマージンが不当に高く算出され、これにもとづき賦課されたAD税もAD協定2条のもとで要請されるダumpingマージンを超過するものであったことを、中国は証明した。よって、豪州はAD協定9.3条およびGATT6条2項に違反した（paras. 7.142-143）。

3. ステンレスシンク（stainless steel sinks）

3-1. 通常の商取引テストにおける「費用」（AD協定2.2.1.1条、2.2.1条）

- AD協定2.2条および2.2.1.1条の「費用（costs）」という文言は、2.2.1条の同文言と一致するように解釈されなければならない。Ukraine – Ammonium Nitrate 事件パネル

も同様の解釈を示しつつ、2.2.1条上の通常の商取引テストで用いられる費用が、2.2.1.1条が定める費用と一致していなければならないことを指摘している（para. 7.148）。

- 中国は、ADC が 2.2.1.1 条の文脈で同規定に反するかたちで輸出者の費用を拒否したため、2.2.1 条における通常の商取引テストでも誤った代替的費用が用いられたことになり、その結果 ADC は、2.2.1 条にも違反したと主張（para. 7.151）。
- 本請求にかかる措置の特定の側面が失効しているかについて、ここでは、輸出者の費用を拒否する際に ADC が採った手法に本質的な変化があったか否かを検討する。ADC は、当初調査では 2.2.1.1 条第 1 文の第 2 条件に関して何らの認定も行っていなかったが、失効見直しでは 2 条件の双方を肯定する認定を行った。こうした変化は、2.2.1.1 条第 1 文の「通常」という文言がもたらす柔軟性への依拠可能性を左右する点で実質的なものである。よって、当初調査における ADC の手法は失効見直しによって置き換えられ、失効したと認定する（paras. 7.159-163）。
- 中国は、ADC が失効見直しで 2.2.1.1 条第 1 文の第 2 条件に関する肯定的認定を行っていたにもかかわらず、かかる認定はなかったという認識のもと、本請求を展開していた。こうした中国の請求は、誤った事実に基礎を置くものである（paras. 7.164-165）。
- よって、中国は、ADC が AD 協定 2.2.1.1 条もしくは 2.2.1 条に違反したことにつき一応の証明を行っていない（para. 7.167）。

3-2. 「原産国における生産費」と代替的費用（AD 協定 2.2 条、2.2.1 条）

- 中国は、ADC が構成価額の決定に際し、AD 協定 2.2 条の「原産国における生産費」に該当しない代替的費用を用いたことにより、同規定に違反したと主張（para. 7.171）。
- 本請求にかかる措置の特定の側面が失効しているかについて、ここでは、代替的費用の選定に際して ADC が採った手法に本質的な変化があったか否かを検討する。この点 ADC は、当初調査および失効見直しの双方で、代替的費用として北米と欧州の冷延コイル価格を参照した。なお、各手続で価格の提供元が異なっているが（当初調査＝MEPS 社、失効見直し＝Steel Business Briefing 社）、かかる差異は実質的なものではない。よって、ADC の手法に本質的な変化はなく、失効していない（paras. 7.176-182）。
- ADC は、自らの選定した代替的費用が 2.2 条の「原産国における生産費」を表すものであることを、失効見直しにおいて合理的に説明しなかった。ADC は北米と欧州の価格が中国鉄鋼市場の影響を受けていない、すなわち「歪曲された」中国の費用ではないことを主たる理由に、当該価格を代替的費用に選定したが、このことから、代替的費用が中国における（歪曲されていない）費用であるとする結論を導くことはできない。この点につき ADC は合理的な説明を行っていない（para. 7.185）。

- 以上より、ADC は、AD 協定 2.2 条に関し公平かつ客観的な調査当局の慣行に反し、その結果、AD 協定 2.2.1 条にも違反した (para. 7.186)。

3-3. AD 協定 2.4 条に関する諸請求

- 省略 (paras. 7.195-253)

3-4. 「実際の情報」を基礎としない利潤の算定 (AD 協定 2.2.2 条)

- 本請求にかかる措置の特定の側面が失効しているかについて、ここでは、利潤の算定に際して ADC が採った手法に本質的な変化があったか否かを検討する。この点、ADC は当初調査において、代替的費用を組み入れた生産費を用いて利潤率と利潤の額を算定したが、失効見直しでは、選定された輸出者に対し構成価額を使用しないことを決定した。それゆえ、当初調査と失効見直しのあいだで ADC の手法には本質的な変化があり、中国が問題視した措置の特定の側面は失効したと言える (paras. 7.259-260)。
- よって、本請求に関する認定は行わない (para. 7.260)。

3-5. ダumping マージンを超える税の徴収 (AD 協定 9.3 条)

- 以上の各請求に関する認定に鑑みると、代替的費用の使用によってダumping マージンが不当に高く算出され、これにもとづき賦課された AD 税も AD 協定 2 条のもとで要請されるダumping マージンを超過するものであったことを、中国は一応証明した。よって、豪州は AD 協定 9.3 条および GATT6 条 2 項に違反した (paras. 7.264-265)。

3-6. 補助金協定に関する諸請求

- 中国は、ADC が利益の存否および額の決定に際して合理的な理由を示さずに国内ベンチマークを拒否し、「一般的な市場の状況」とは無関係のベンチマークを使用したことが、補助金協定 1.1 条 (b) および 14 条 (d) に違反すると主張。対して豪州は、本件請求が失効した措置に関するものであると反論 (paras. 7.267-268)。
- 本パネル手続において中国は、補助金協定にもとづき以上の請求を含む 3 つの請求を提起していたが、各請求のもとで中国が問題視していた CVD 措置の特定の側面については、いずれも、失効見直しを経て本質的に変化または法的効力を失ったため、失効したものと判断された。その結果、中国の 3 つの請求に関する認定は行われなかった (paras. 7.271-275, 7.284-286, 7.296-301)。

4. 鉄道車輪 (railway wheels)

鉄道車輪に関しては、(見直しが実施されていないため)当初調査のみが審理対象となり、措置の失効に関する問題は生じない (para. 7.302)。

4-1. 輸出者の費用の不採用 (AD 協定 2.2.1.1 条)

- 中国は、ADC が正常価額を構成する際に、Masteel の生産費ではなく中国以外の代替的費用を用いたことが AD 協定 2.2.1.1 条に違反すると主張。対して豪州は、同規定第 1 文は 2 条件と「通常」の文言とのあいだに分析の順序を定めておらず、よって同文言は、調査当局が 2 条件を認定しない場合でも、輸出者の費用の使用から逸脱する裁量を付与していると主張 (paras. 7.304-305)。
- ADC は、中国政府の介入による鉄鋼市場の歪曲を理由に、記録上の Masteel の生産費を採用しなかったが、前述したとおり、費用が「競争市場的費用を妥当に反映」しているか否かと、費用が「検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映」しているか否かは異なる。前者に依拠した本件 ADC の判断は、2.2.1.1 条第 1 文の第 2 条件に関する認定を行ったものとは言えない (paras. 7.308-309)。
- よって、こうした状況のもとで ADC が輸出者の生産費を不採用としたことは、AD 協定 2.2.1.1 条に違反する (para. 7.309)。

4-2. 「原産国における生産費」(AD 協定 2.2 条)

- 中国は、ADC が代替的費用を用いるに際して、Masteel のスチールビレットに関する生産費に代えて仏の生産者 Valdunes における同製品の購入費用を用いたが、かかる費用は AD 協定 2.2 条における「原産国における生産費」に該当せず、よって豪州は同規定に違反すると主張。対して豪州は、2.2 条が原産国以外のデータの利用を排除していないこと、また、中国における Masteel の状況を反映させるべく Valdunes の購入費に適切な調整を施した旨を主張 (paras. 7.311-312)。
- たしかに ADC は、Valdunes の購入費に調整を施してはいるものの、部分的な調整にとどまっている (たとえば、Masteel が享受する費用面での比較優位は反映されていない)。また ADC の認定には、なぜ、仏企業の購入費が中国における中国企業の生産費を表すことになるのかについて何ら説明がない (paras. 7.317-319)。

- 以上より、ADC は本件代替的費用に関して適当な調整を行わず、理由を付した十分な説明も行っていないことから、AD 協定 2.2 条に関し、公平かつ客観的な調査当局の慣行に反した (para. 7.320)。

4-3. 輸出者の費用を不採用とする際の態様と状況 (AD 協定 2.2 条、2.2.1.1 条)

- 省略

4-4. AD 協定 2.4 条

- 省略

4-5. 国内市場で実際に得た利潤 (AD 協定 2.2.2 条)

- 中国は、ADC が同種の国内産品だけでなく輸出産品の販売も含めて利潤を計算しているところ、こうして計算された利潤が「国内市場における販売」(AD 協定 2.2.2 条 (i)) にもとづくものではないと主張 (para. 7.329)。
- この点豪州は、利潤計算に際して国内販売と輸出販売の双方を含むデータを使用したことを認めている。そのうえで、豪州はかかるデータの使用を正当化する主張を提起しているが、AD 協定 2.2.2 条 (i) は例外を認めていない (paras. 7.334-336)。
- よって、ADC は、「原産国の国内市場における販売」に関して Masteel が負担し、及び得た実際の額にもとづき利潤を計算することを怠ったことにより、AD 協定 2.2.2 条 (i) に違反した (para. 7.337)。

4-6. ダumping マージンを超える税の徴収 (AD 協定 9.3 条)

- 以上の各請求に関する認定に鑑みると、代替的費用の使用によってダumping マージンが不当に高く算出され、これにもとづき賦課された AD 税も AD 協定 2 条のもとで要請されるダumping マージンを超過するものであったことを、中国は一応証明した。よって、豪州は AD 協定 9.3 条および GATT6 条 2 項に違反した (paras. 7.342-343)。

5. 措置の失効した側面につき認定・勧告を行うべきか

- パネルが失効した措置 (expired measure) についても裁定する管轄権を有すること、失効した措置について認定を行うかどうかはパネルの裁量に委ねられていることは、過去のパネルや上級委員会が指摘してきたところである。この点、*Thailand-Cigarettes*

(*Philippines*) (*Article 21.5 – Philippines II*)事件パネルは、かかる裁量を行使するうえでの考慮要素の主な例として、(1) パネル設置の前後いずれで措置が撤回されたのか、(2) 同種の措置が再び導入されるリスクの有無、(3) 撤回された措置に関する認定が、履行にとって何らかの実践的価値を持つかどうかを挙げている。また同パネルは、WTO パネルの慣行として、パネル設置前に措置が撤回された場合は認定を行わない顕著な傾向があり、パネル設置後に措置が撤回された場合には、認定を行うも勧告はしない顕著な傾向があることを指摘している (para. 7.345)。

- 本件措置に関しては、失効した側面につき認定を行うことを支持する要因は見当たらない。それらの側面はすべて、2022 年のパネル設置以前に失効しており、この要素は決定的である。よって、本パネルは失効した側面につき認定および勧告を行わない(para. 7.346)。

IV. 評釈

1. 総評

- ダumping調査において、政府介入等による輸出国市場の歪曲に対処するための方策の一つとして、構成価額の算定における代替的費用手法(cost-replacement methodology)もしくは費用調整方式の利用可能性が近年注目を集めているが²、本件は、かかる手法のAD協定整合性が争点となった事案である³。
- 本件以前に代替的費用手法の協定整合性につき判断がなされた紛争事案としては、① *EU – Biodiesel (Argentina)*事件パネル⁴・上級委員会報告⁵、② *EU – Biodiesel (Indonesia)*事件パネル報告⁶、③ *Ukraine – Ammonium Nitrate (Russia)*事件パネル⁷・上級委員会報告

² AD協定における代替的費用手法の位置づけと論点整理については、たとえば、北村朋史「豪州—A4 コピー紙に対するAD措置」『WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 2019年度版』(2020年)13-16頁；小寺智史「EU—ロシアからの輸入に対するAD措置及び費用調整方式」『WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 2021年度版』(2022年)9-11頁を参照。

³ 本件に関する他の評釈として、伊藤一頼「WTOアンチダumping等最新判例解説 113 ダumping調査における構成価額の使用と代替的費用手法による市場歪曲への対処」『国際商事法務』52巻11号(2024年)1342-1350頁。

⁴ Panel Report, *EU – Biodiesel (Argentina)*, WT/DS473/R and Add.1, adopted 26 October 2016, as modified by Appellate Body Report WT/DS473/AB/R.

⁵ Appellate Body Report, *EU – Biodiesel (Argentina)*, WT/DS473/AB/R and Add.1, adopted 26 October 2016.

⁶ Panel Report, *EU – Biodiesel (Indonesia)*, WT/DS480/R and Add.1, adopted 28 February 2018.

⁷ Panel Report, *Ukraine – Ammonium Nitrate (Russia)*, WT/DS493/R and Add.1, adopted 30 September 2019, as modified by Appellate Body Report WT/DS493/AB/R.

⁸、④*Australia – Anti-dumping Measures on Paper* 事件パネル報告⁹、⑤*EU – Cost Adjustment Methodologies II (Russia)* 事件パネル報告¹⁰ (上訴中) が存在する。本件は、④の事件に続き、豪州のダンピング調査における代替的費用手法の協定整合性が争われた事案であるが、両事件においては豪州調査当局による同種の調査手法が問題となったこと、両事件に共通する争点について、豪州がほぼ同様の解釈論を展開していたことなどもあり、本件の主要争点に関しては、④の事件と類似の判断・認定がなされている。

- 代替的費用手法の協定整合性に関わる論点のうち、本件の主要論点 (AD 協定 2.2.1.1 条第 1 文の「通常」の意味と 2 条件の関係、第 2 条件における「費用の妥当な反映」、2.2 条における「原産国における生産費」など) については、本パネルは先例の解釈・判断枠組みをことごとく踏襲しており、その意味で本件は、事例判断としての趣が強い。→ 以下、2、3、4 にて詳述
- 2.2.1.1 条第 1 文に関して、具体的にどのような事情が存在すれば、2 条件を充足する場合でも輸出者の費用を拒否して代替的費用の使用が可能となるのかについては、先例に引き続き本件でも明確化されることはなかった。本件や先例の判断態様をふまえると、2 条件の充足性を認定したうえで代替的費用に依拠する事案が紛争処理の場に登場しない限り、この点の明確化は期待できないのではないかと考えられる。
- いずれにせよ、代替的費用手法の協定整合性にかかわる諸論点につき、本件を含む先例を通じてその解釈および判断枠組みは徐々に整理されつつあるものの、本手法がいかに協定整合的なかたちで現実に利用可能なのかについては、いまだ不明瞭な状況にあると言わざるを得ない。
- また、本件は失効した措置 (expired measure) が問題となった事案の一つでもあるが、そのなかでも本件の特色は、①申立国の同定した措置がそもそも失効しているのかどうかという問題と、②措置が失効していたとして、かかる措置を審理対象とし認定・勧告を行うことができるかという問題の双方が扱われ、比較的詳しく論じられた点にある (両者は異なる問題のため区別が必要)。とくに②の問題について、本件パネルは先例の提示する論理やパネルの慣行を確認・整理したうえで本件へのあてはめを行っている。格別新しい見解が示されたわけではないが、本件で手際よく整理された判断枠組みは、将来の事案でも参照されるだろう。→ 以下、5、6 にて詳述

⁸ Appellate Body Report, *Ukraine – Ammonium Nitrate (Russia)*, WT/DS493/AB/R and Add.1, adopted 30 September 2019.

⁹ Panel Report, *Australia – Anti-dumping Measures on Paper*, WT/DS529/R and Add.1, adopted 28 January 2020.

¹⁰ Panel Report, *EU – Cost Adjustment Methodologies II (Russia)*, WT/DS494/R and Add.1, circulated 24 July 2020, appealed 28 August 2020.

2. 「通常」という文言の意味および2条件との関係（AD協定2.2.1.1条第1文）

- 構成価額の算定において代替的費用手法を用いる際の鍵となる規定の一つが、AD協定2.2.1.1条である。本規定は、構成価額を決定する際に必要となる「費用（costs）」の算定方法を規律するものであるが、その第1文は、「費用については、通常（normally）、調査の対象となる輸出者又は生産者が保有している記録に基づいて算定する。ただし、その記録が、輸出国において一般的に認められている会計原則に従ったものであり、かつ、検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していることを条件とする。」とし、費用の算定に際しては、通常、輸出者の記録上の費用を用いるべきことを定めている。
- この点、政府介入等により輸出国市場に歪曲が生じている場合、輸出者自身の費用にも歪曲が反映されているおそれがあるとして、かかる輸出者の費用を拒否し代替的費用を用いることが2.2.1.1条の規律の中でいかにして可能かが問題となってきた。このような代替的費用手法の2.2.1.1条整合性の問題をめぐっては、これまでに複数の紛争事案が発生し争点となってきた経緯があり、パネル・上級委員会による解釈の明確化が進行しつつある。
- 過去の先例では、2.2.1.1条第1文上、費用の算定に際しては輸出者の費用を用いることが規則（rule）である一方、「通常」という文言の存在は、かかる規則からの逸脱（derogation）が一定の状況下で許容されうることを示していると解釈されてきた¹¹。問題は、どのような場合に以上の規則から逸脱し、代替的費用に依拠しうるのかであるが、この点をめぐって複数の解釈が対立してきた。
- 一方で *China – Broiler Products (Article 21.5 – US)* 事件パネルは、「通常」の文言を解釈したうえで、第1文の2条件が満たされない場合を除き（except）、費用の算定に際しては輸出者の費用を用いることが規則であると判断した¹²。これはすなわち、「通常」の文言によって規則からの逸脱（輸出者の費用の拒否）が可能となるのは、2条件のいずれかが満たされない場合に限られるということの意味する。
- これに対し、*Australia – Anti-dumping Measures on Paper* 事件パネルは、「通常」の文言をいわゆる実効的解釈の原則と文脈に依拠して解釈し、輸出者の費用が2条件を充足する場合であっても、規則からの逸脱が許容される場合がありうるという解釈を示した¹³。これはすなわち、2条件のいずれかが満たされない場合に加え、2条件の双方が

¹¹ E.g., Appellate Body Report, *Ukraine – Ammonium Nitrate (Russia)*, para. 6.87.

¹² Panel Report, *China – Broiler Products (Article 21.5 – US)*, WT/DS427/RW and Add. 1 adopted 28 February 2018, para. 7.29.

¹³ Panel Report, *Australia – Anti-dumping Measures on Paper*, paras. 7.111-115. 同パネルは、かかる解釈を実効的解釈の原則と文脈（AD協定上、義務の発動を条件付ける“provided that”の文言

満たされる場合であってもなお輸出者の費用を拒否すべき「説得的な理由(compelling reason)¹⁴」が存在すれば、規則からの逸脱が可能であることを意味し、代替的費用手法にとってはより親和的な解釈と言える¹⁵。ただし、いかなる事情があれば後者の逸脱が可能となるのかについて、上記パネルでは明らかにされなかった。

- このような解釈の対立があるなかで、本件パネルは *Australia – Anti-dumping Measures on Paper* 事件パネルを支持し、その解釈を踏襲している¹⁶。ただし、本件パネルはそのような立場をとる明確な理由を述べているわけではなく、また、後述のとおり本件は 2 条件の充足性の段階で検討が終了しているため、本件判断が *Australia – Anti-dumping Measures on Paper* 事件パネルの解釈論をさらに明確化したとまでは言えない。
- 以上の論点に加え、本件パネルは、「通常」の文言への依拠と 2 条件の充足性認定との関係についても、*Australia – Anti-dumping Measures on Paper* 事件パネルの解釈をそのまま踏襲している。すなわち、「通常」の文言に依拠して輸出者の費用を拒否するためには、調査当局はまず 2 条件すべてが充足されていることを認定しなければならない、というものである¹⁷。
- 本件パネルは、以上の解釈を実効的解釈の原則に依拠して導いており¹⁸、この点は *Australia – Anti-dumping Measures on Paper* 事件パネルと同様であるが、これに加え、起草者意図を持ち出して解釈の補強を試みている点が、本件の新規な点として注目される。本論点につき豪州は、「通常」の文言に依拠する際には 2 条件の認定は不要であるとの立場から、状況が「通常」でないと認定される場合、2 条件に関してどのような認定を行ったとしても結局結果は変わらないため、かかる場合の 2 条件に関する認定は不必要で余分なものだという主張を展開した¹⁹。これに対してパネルは、豪州の主張に理解を示しつつも、調査当局の検討すべき事項として 2 条件を組み入れた「起草者の精神」に鑑みると、2 条件を充足する状況にもかかわらずなお輸出者の費用を拒否すべき事由があることについての説明が期待されることになるとし、豪州の解釈を否定した²⁰。

は、単体で用いられる場合と“normally”の文言と組み合わせて用いられる場合があり、後者である 2.2.1.1 条第 1 文には、前者と異なる意味が付与されるべきという趣旨) に基礎づけることによって導出している。

¹⁴ *Ibid.*, para. 7.117.

¹⁵ このような解釈を批判するものとして、Philippe De Baere, Clotilde du Parc & Isabelle Van Damme, *The WTO Anti-Dumping Agreement: A Detailed Commentary* (Cambridge University Press, 2021), paras. 203, 206.

¹⁶ Panel Report, *Australia – AD/CVD on Certain Products (China)*, para. 7.57.

¹⁷ Panel Report, *Australia – Anti-dumping Measures on Paper*, para. 7.117.

¹⁸ Panel Report, *Australia – AD/CVD on Certain Products (China)*, para. 7.57.

¹⁹ *Ibid.*, para. 7.58.

²⁰ *Ibid.*, para. 7.59.

- この点、起草者意図とは元来、ウィーン条約法条約 31 条、32 条上の解釈手法を駆使することによって導き出されるものであるが²¹、本件パネルは豪州の解釈を否定するために何の説明もなく唐突に「起草者の精神」なるものを持ち出している。こうした安易な解釈は説得力を欠くばかりか、起草者意図の濫用にも繋がりがねず、軽率のそしりを免れないであろう²²。
- かくして、「通常」の文言への依拠と 2 条件の認定との関係については、2 条件の充足性をまず先に認定すべきとする *Australia – Anti-dumping Measures on Paper* 事件パネルの解釈が踏襲されながらも、かかる解釈を正当化する説得的な理由づけははまだ提示されていないのが現状である²³。本件パネルも一定程度認めざるを得なかったように²⁴、調査当局の立場からすると、「通常」の文言に依拠しうる事情がある場合にも 2 条件の充足性を取って確認するという作業負担の意義は、いささか不明瞭である。他方で、今日の国際経済環境の変化を念頭に、標準 (norm) からの逸脱＝代替的費用手法の利用可能性を認めつつも、その利用をなるべく例外化し法的統制に服せしめるといった法政策上の考慮があるのだとすれば、パネルの解釈も首肯しうる。いずれにせよ、本論点についてはより丁寧な解釈論上の理由づけが求められるだろう。
- なお、上述したとおり本件では、風力塔および鉄道車輪については、ADC が第 2 条件に関する認定を行っていなかったと判断され、またステンレスシンクについては、ADC による第 2 条件に関する認定の存否につき中国の請求に不備があったと判断された。その結果、先例に引き続き本件においても、いかなる事情が存在すれば、2 条件を充足する場合にもなお「通常」の文言に依拠して代替的費用への依拠が可能となるのかについて、明確化されることはなかった。

3. 「費用の妥当な反映」(AD 協定 2.2.1.1 条)

- 上述した 2.2.1.1 条第 1 文の 2 条件のうち、第 2 条件は、輸出者の記録上の費用が「検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に (reasonably) 反映している」ことを求めているが、ここでの「費用の妥当な反映」の意味がかねてより議論されて

²¹ E.g., Richard Gardiner, *Treaty Interpretation* (Oxford University Press, 2nd ed., 2015), pp. 9, 466-467.

²² 制定法解釈において起草者（立法者）意図が濫用されることの危険性を指摘した古典的著作として、James M. Landis, “A Note on ‘Statutory Interpretation’”, *Harvard Law Review* Vol. 43, No. 6 (1930), p. 891 があるが、かかる指摘は国際（経済）法の解釈にも妥当する。

²³ *Australia – Anti-dumping Measures on Paper* 事件パネルが提示した（そして本件パネルも踏襲した）、実効的解釈にもとづく本論点の解釈に疑問を呈するものとして、北村朋史「豪州—A4 コピー紙に対する AD 措置」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 2019 年度版』（2020 年）20-21 頁。

²⁴ Panel Report, *Australia – AD/CVD on Certain Products (China)*, para. 7.59.

きた。というのは、EU や本件豪州の調査当局のように、第 2 条件を輸出者の費用自体の妥当性・合理性を問うものと解し、当該費用が市場歪曲の影響を受けている場合ないし競争的市場費用を反映していない場合については、第 2 条件を満たさないものと認定し、代替的費用への依拠を試みる実行が存在してきたからである。

- この点、*EU – Biodiesel (Argentina)* 事件の上級委員会は、以上のような解釈を否定し、第 2 条件はあくまで、輸出者が実際に (actually) 負担した費用が記録に妥当に反映されているかを問うものであると解釈した²⁵。「妥当に (reasonably)」という用語は、「費用」ではなく「反映する」という動詞を修飾するという趣旨である²⁶。
- 本件パネルも、上級委員会による以上の解釈を事実上踏襲している。すなわち、輸出者の記録上の費用が「競争市場的費用 (competitive market costs) を妥当に反映」しているか否かと、「検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映」しているか否かは異なる問題であるとして、前者に依拠した ADC の認定は、第 2 条件に関する認定とは言えないと判断したのである²⁷。なお、*Australia – Anti-dumping Measures on Paper* 事件パネルにおいても、ADC の同種の認定手法が第 2 条件に関する認定とは言えないと判断されており²⁸、本件パネルも述べるように、本件は直接的にはこの判断を踏襲するものである。
- このように「費用の妥当な反映」の意味については、*EU – Biodiesel (Argentina)* 事件上級委員会の解釈が定着しつつあると考えられる。かかる解釈は、文理解釈としても自然であり、また、第 1 文の「通常」の文言による代替的費用への依拠可能性を、上述した *Australia – Anti-dumping Measures on Paper* 事件パネルの解釈論で捉えるならば、EU や豪州のような解釈を採用する特段の必要性はないように思われる（逆に、「通常」の文言を *China – Broiler Products (Article 21.5 – US)* 事件パネルのように解釈する場合には、「費用の妥当な反映」に関して EU や豪州のような解釈が許容されなければ、算定される構成価額が不合理なものになってしまう可能性がある）。

4. 「原産国における生産費」(AD 協定 2.2 条)

- 代替的費用手法のもとでは、調査当局は構成価額の算定に際して原産国外の費用情報を用いることになるが、その場合、「原産国における生産費 (costs of production in the

²⁵ Appellate Body Report, *EU – Biodiesel (Argentina)*, para. 6.30.

²⁶ Philippe De Baere, Clotilde du Parc & Isabelle Van Damme, *The WTO Anti-Dumping Agreement: A Detailed Commentary* (Cambridge University Press, 2021), para. 197.

²⁷ 本稿 III.2-1 (風力塔)、III.4-1 (鉄道車輪) を参照。

²⁸ Panel Report, *Australia – Anti-dumping Measures on Paper*, para. 7.124.

country of origin)」にもとづき構成価額を算定すべきことを定めた AD 協定 2.2 条との整合性が問題となる。

- 本論点のリーディングケースである *EU – Biodiesel (Argentina)* 事件の上級委員会は、「原産国における生産費 (costs)」の同定が 2.2.1.1 条の費用算定ルールに従うべきことをふまえたうえで、原産国外の費用情報の利用は妨げられないとしつつ、ただし 2.2 条のもとで算定されるべきはあくまで「原産国における」生産費であるとした。そして、原産国外の情報に依拠する場合には、かかる情報が「原産国における生産費」の決定に適したものとなるよう適合・調整されなければならないと判断していた²⁹。
- 本件パネルは、以上の上級委員会による解釈を踏襲したうえで、風力塔、ステンレスシンク、鉄道車輪のいずれに関しても、代替的費用が「原産国における生産費」を表すものであることにつき、調査当局が合理的な説明を行っていないことを理由に、2.2 条違反を認定している³⁰。調査当局による合理的説明の有無に着目する判断手法も、*EU – Biodiesel (Argentina)* 事件以来一貫して採用されており、本件パネル判断もそれを踏襲したものと言える³¹。
- なお、代替的費用を「原産国における生産費」に適合させるために必要となる調整の作業について、過去の紛争事案ではいずれも、調整の有無に関する説明の欠如、あるいは調整がなされていたとしても不十分であると判断されてきており、参考になる成功例が存在しないのが現状である³²。
- 本件も結論としては変わらないものの、本件にて豪州は鉄道車輪に関してのみ、代替的費用に調整を施していた旨主張しており、これに対してパネルが、施された調整につき検討を行っている箇所が注目される³³。報告書の該当箇所では、調整の要否・可否に関する ADC の判断過程や理由付け、利害関係者とのやりとりが検証されており、本論点に関するパネルの分析視角を探るうえで有用な素材となりうる³⁴。

²⁹ Appellate Body Report, *EU – Biodiesel (Argentina)*, paras. 6.70-73.

³⁰ 本稿 III.2-2 (風力塔)、III.3-2 (ステンレスシンク)、III.4-2 (鉄道車輪) を参照。

³¹ E.g., Panel Report, *Australia – AD/CVD on Certain Products (China)*, para. 7.319.

³² 伊藤一頼 「『WTO アンチダンピング等最新判例解説 113 』ダンピング調査における構成価額の使用と代替的費用手法による市場歪曲への対処」『国際商事法務』52 巻 11 号 (2024 年) 1349 頁。

³³ Panel Report, *Australia – AD/CVD on Certain Products (China)*, paras. 7.317-319.

³⁴ なお上述のとおり、本論点についてパネルは、調査当局による合理的説明の有無に着目する判断手法を採用しており、それは本来、調査当局の判断に対する敬讓的な (deferential) 審査基準の採用を意味する。しかし、こと調整に関する本件パネルの分析は、一見したところ説明の合理性 (reasonableness) を超えて、当該調整の適切性 (appropriateness) にまで踏み込んだ検討を行っているようにも見え、もしそうだとすれば、上述の審査基準と合致しない厳格すぎる (したがって調査当局にとっては酷な) 審査を行っていることになる。このように本論点については、パネルの用いる審査基準の観点からも注視が必要であろう。

5. 措置の失効に関するパネルの分析手法

- 本件は失効した措置 (expired measure) が問題となった事案の一つであるが、その中でも本件の特色は、①申立国の同定した措置がそもそも失効しているのかどうかという問題と、②措置が失効していたとして、かかる措置を審理対象とし認定・勧告を行うことができるかという問題の双方が扱われ、比較的詳しく論じられた点にある。
- 従来の紛争事案では、失効した措置に関して被申立国の側から②の問題が提起されることが比較的多かったが、本件では、豪州が②の問題を提起したのに対して、中国が①に関する主張 (該当措置は失効していないという主張) を展開したことで、以上の2つの問題が扱われることとなった。
- ①中国の同定した措置がそもそも失効しているのか否かという問題について、本件パネルは、「本質変化分析 (the essence-change assessment) ³⁵」なる判断枠組みを導入している。措置の本質が変化したかどうかという分析は、従来、いわゆる moving target³⁶の問題等に関して用いられてきたが³⁷、同種の判断枠組みを措置の失効を判断する文脈において応用する試みと考えられる。
- 本件では、中国の請求態様 (貿易救済措置の特定の側面ごとに請求を提起) に鑑みて、対象措置の特定の側面が当初調査と失効見直しとのあいだで本質的に変化したかどうか請求事項ごとに判断された。対象措置のある側面が本質的に変化している場合、当該側面を失効したものとみなし、変化していない場合は存続しているものとみなす、という整理である³⁸。
- そのうえで本件における「本質変化分析」の運用実態を見てみると、パネルが本質的な変化の有無を判断するに際しては、確認された変化が実質的な (material) ものかどうかに着目する場面が散見された³⁹。これは本質的变化を実質的变化に言い換えてい

³⁵ Panel Report, *Australia – AD/CVD on Certain Products (China)*, para. 7.42.

³⁶ moving target の問題とは、パネル設置要請を通じて管轄権が設定された一定の措置について、被申立国が紛争処理手続の最中に当該措置を改廃したり、形式的には異なる別の措置に置き換えたりすることによって、パネルの管轄権の範囲から逃れ、審理を回避しようとする問題である。こうした手続過程における措置の変遷を、当初設定されたパネルの管轄権によってどこまで捕捉 (追跡) しようのかが本問題の本質である。平見健太「WTO 紛争処理における measure 概念の展開—国際通商における『法の支配』の射程—」阿部克則・関根豪政編『国際貿易紛争処理の法的課題』(信山社、2019年) 88頁、注30。

³⁷ E.g., Appellate Body Report, *Chile – Price Band System*, WT/DS207/AB/R, adopted 23 October 2002, paras. 122-144.

³⁸ Panel Report, *Australia – AD/CVD on Certain Products (China)*, paras. 7.40-42.

³⁹ 本件の主要論点との関係では、本稿 III.2-1 (失効なし)、III.2-2 (失効なし)、III.3-1 (失効あり)、III.3-2 (失効なし) の請求に関して、こうした分析が確認される。

るにすぎず、評価の基準としてなお曖昧である。本判断枠組みをより有用なものとするためには、一層明確かつ客観的な基準の導入が望ましいであろう。

- なお、こうしたカテゴリカルな判断枠組みによって措置の失効に関するあらゆる問題を評価できるわけではなく、究極的には個別事案の事実関係をふまえた fact specific な分析が必要となることは、本件パネルも自認するところである⁴⁰。したがって、現時点での「本質変化分析」は、措置の失効を評価するうえでの便利だが限界のある分析道具といった位置づけになると考えられる。

6. 失効した措置の審理可能性と認定・勧告に関する裁量

- 上記②の問題、すなわち、措置が失効していたとして、かかる措置を審理対象とし認定・勧告を行うことができるかについては、かねてより議論が行われてきた論点である。GATT 期以来の先例の基調は、失効した措置は審理対象にならないという原則論を示しつつも、併せて例外の可能性にも言及することによって、総じて曖昧な姿勢を保つというものであった。実際には、措置の時間的射程に関する DSU の柔軟な規定ぶり（DSU3.3 条、4.2 条、6.2 条など）を背景に、問題となる行為の特性や対象協定の関連規定の内容も考慮することによって、失効した措置であっても広く審理対象になりうるということが認められてきた経緯がある⁴¹。
- （おそらくこうした先例の基調を意識しつつ）本件パネルは、失効した措置についてもパネルは裁定を行う管轄権を有すること、失効した措置について認定を行うかどうかはパネルの裁量に委ねられていることを確認した⁴²。
- そのうえで、とくに後者の裁量性について、*Thailand – Cigarettes (Philippines) (Article 21.5 – Philippines II)* 事件パネル⁴³（上訴中）を参照し、当該裁量の行使における主たる考慮要素を整理している点が注目される。すなわち、(1) パネル設置の前後いずれで、措置が撤回されたのか、(2) 同種の措置が再び導入されるリスクの有無、(3) 撤回された措置に関する認定が、履行にとって何らかの実践的価値を持つかどうかである。以上に加え、当該裁量行使にかかるパネルの慣行（practice）、すなわち、パネル設置前に措置が撤回された場合は認定を行わない顕著な傾向があり、パネル設置後に措置

⁴⁰ Panel Report, *Australia – AD/CVD on Certain Products (China)*, para. 7.42.

⁴¹ 詳細は、平見健太「WTO 紛争処理における measure 概念の展開—国際通商における『法の支配』の射程—」阿部克則・関根豪政編『国際貿易紛争処理の法的課題』（信山社、2019 年）88-92 頁。

⁴² Panel Report, *Australia – AD/CVD on Certain Products (China)*, para. 7.345.

⁴³ Panel Report, *Thailand – Cigarettes (Philippines) (Article 21.5 – Philippines II)*, WT/DS371/RW2 and Add.1, circulated 12 July 2019, appealed 9 September 2019, para. 7.468.

が撤回された場合には、認定を行うも勧告はしない顕著な傾向があることも改めて紹介している⁴⁴。

- これらの問題について、本件パネルは格別新しい見解を示したわけではないが、とりわけ、認定・勧告に関する裁量性についての判断枠組みを、パネルの判断傾向と併せて整理・提示した点は実務的には有益であり、将来の事案でも参照されるのではないかと考えられる。なお、かかるパネルの裁量行使を客観的に統制するためにいかなる規律枠組みを構築すべきかについては、引き続きの課題となる。

(了)

⁴⁴ Panel Report, *Australia – AD/CVD on Certain Products (China)*, para. 7.345.